

精華町キャラバン・メイト連絡会会則

(名称)

第1条

本会の名称は、「精華町キャラバン・メイト連絡会」(以下、「連絡会」という。)とする。

(目的)

第2条

連絡会は、精華町内において認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりの推進を図るため、認知症サポーター養成の講師役である認知症キャラバン・メイト同士の情報交換やスキルアップ、まちづくりのためのネットワーク構築を目指し、連絡会の必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第3条

連絡会は、以下の各号に掲げる事業を実施する。

- ① 認知症サポーター養成講座の企画、立案、実施
- ② 認知症サポーターが活動しやすい体制の整備
- ③ 会員相互の交流・情報交換
- ④ 会員のスキルアップに向けた研修会等の実施
- ⑤ 「認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」に向けた、認知症に関する提言
- ⑥ その他、認知症の普及啓発に関する事項

(会員)

第4条

会員は、第2条の目的に賛同する、以下の各号に掲げる者とする。

- ① 町内の認知症キャラバン・メイト
 - ② その他、連絡会が特に必要と認める者
- 2 前項の規定にかかわらず、精華町、精華町社会福祉協議会の担当職員は、賛助会員として事業運営に参画することができる。

(代表及び副代表)

第5条

代表、副代表は、連絡会の会員から互選によって定める。

- 2 代表は、連絡会を代表する。
- 3 副代表は、代表を補佐し、代表に事故等があるときは、その職務を代理する。

(会議等)

第6条

連絡会の会議は、会員のスキルアップや会員相互の交流などを目的とし、代表が招集する。

- 2 議長は、代表をもって充てる。代表が欠席のときは、前条第3項を準用する。
- 3 会議は、原則として公開とする。但し、個人情報の取扱いについては十分配慮し、必要に応じて非公開とするなど、必要な措置を講ずるものとする。

(守秘義務)

第7条

会員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(事務局)

第8条

事務局は、代表が会員の中から指名した者が担い、会計や庶務などの事務局業務を行う。

(その他必要な事項)

第9条

この会則に定めるもののほか、連絡会の運営について必要な事項は、代表が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この会則は、平成25年10月26日より施行する。
- 2 連絡会は、平成25年10月26日に設立する。
- 3 設立時の代表・副代表は、設立発起人の中から選出する。